

地域公共交通活性化・再生総合事業補助金 に関する緊急要望書

「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、市町村が中心となって住民や交通事業者と連携・協力して地域の実情に即した交通システムの構築を目指す事業であり、長野県内の30団体においては、新たなシステムによる実証運行等の段階にあります。

しかしながら、先に国から内示された今年度の当該事業補助金の交付内示額は、市町村要望額の2分の1という額にとどまっております。さらに、国土交通省の「行政事業レビュー」の結果、この事業については「いったん廃止」とされました。

このことは地域の実情や要望を全く理解していない措置であり、このままでは、各地域の協議会が計画しているコミュニティバスの導入や新たなネットワークの構築などに著しく支障をきたす状況にあります。

つきましては、こうした地域の実情をご賢察いただき、暮らしを支える地域公共交通の確保に向け、下記事項の実現について、強く要望いたします。

記

- 1 既に事業に着手している団体が、計画どおり実証運行などを進めるため、「地域公共交通活性化・再生総合事業」の暫定的な継続措置を講じること。
- 2 新たに地域公共交通を安定的に維持・存続するための仕組みを構築するに当たっては、地方の実情をよく把握するとともに、十分な予算額の確保を図ること。

平成22年7月22日

長野県町村会

会長 藤原忠彦